

国内経済要録

◇金融制度調査会、「一般民間金融機関のあり方等について」答申

金融制度調査会は、7月2日、「一般民間金融機関のあり方等について」大蔵大臣に答申した。概要以下のとおり。

1. 金融制度検討の視点

経済の効率化を金融面から推進していくために金融効率化を図ることが重要である。そのための基本的手段としては、とくに「適正な競争原理の導入」と「金利機能の活用」が重視されるべきである。また、金融効率化の一環としての金融機関の効率化は、その公共性の基盤の上で行なわれるべきであり、このような見地から効率化が推進されることによって、金融機関の国民経済的機能の面で公共性がより高められることが期待される。

2. 金利機能の活用

金利の景気調整機能活用のために、①公定歩合の変動幅拡大、②公定歩合変動に対して預金とくに要求払預金の金利にある程度の連動性を付与する、③長期金利についても情勢に応じて弾力化を図ることが必要である。また、金融機関にとって適正な競争とは、本来金利を中心とした競争が主体であるべきであるので、今後は、なんらかの形で金利の規制緩和を図ることが必要である。

3. 金融機関の規模等

金融機関とくに同種の金融機関においては、経費率につき、大勢として規模の利益が認められる。また国民経済的にみても、店舗、電子計算機等の重複投資の回避、大型化しつつある企業の資金需要への対応等の面で規模の利益があるので、このようなメリットを生かすような合併は推進されるべきであり、業務の提携も、経営の効率化の観点からは高く評価されるべきものと考えられる。

4. 普通銀行等および長期金融機関

(1) 一般的な問題

資金需要の多様化、資産選好の拡大等に即応するための金融機関の業務の多様化は、今後の方向であると考えられる。もっとも専門金融機関の役割には今後とも期待するところが大きいので、専門金融機関の根幹に触れ、存立を脅かすような多様化は避けるべきであり、各種金融機関の周辺分野について適正な競争原理を導入することが望ましい。また、実態調査によると企業とくに中堅・中小企業では安定した資金の需要が強く、また設備資金需要としては期間が1年から5年

程度のものが多く、一方金融機関の資金供給面でもいわゆる短期のころがして事実上中期の資金が供給されている。従来普通銀行等については、いわゆる商業銀行主義的な考えが強かったが、安定資金の需給の実態からみて、この期間1年から5年程度の貸出につき中期金融という考え方を取り入れて、これにふさわしい位置づけを与えることが検討されるべきである。中期金融に対応するものとして中期預金が問題となるが、その創設については委員の意見に積極論と消極論とがあった。しかし、今後の方向としては預金者の需要、企業の安定資金の要望等の見地から、その導入は検討に値するものと考えられる。一方CDについては企業の余裕金の実態、金融市場の現状等からみて、その導入は適当でないと考えられる。

(2) 各種金融機関の問題

①普通銀行等——預金獲得のための過当競争、過当な歩積み両建て預金、都銀等の系列融資や過度の集中融資等については公共性の観点ならびに経営の健全化の面から、その是正ないし防止について十分配慮すべきである。また都銀は相対的に規模の割に経費率が低くないので、経費面でさらに効率化の努力が必要である。一方、大都市に基盤を持つ銀行相互間の経営効率にはかなりの格差があり、今後これが拡大することも予想されるので、金融機関全体の効率化の観点から、今後合併、提携等も含めてその体質改善の方策を自主的に検討すべきである。

②長期信用銀行——専門性、中立性をさらに發揮し、企業に対し良質な長期資金を供給するとともに、公社債市場育成のための機能も働かせていくことが期待される。

また今後は、住宅建設、都市再開発、地方開発などの社会資本充実の要請、融資系列をこえて発展する新しい産業分野の資金需要等への即応が課題となろう。一方、融資面の長期化傾向に関連して、債券の期限の長期化による債券種類の多様化については今後検討に値しよう。

③信託銀行——当面、長期金融機能が主体となろうが、財務管理機能も国民経済的な需要に応じてその推進が図られるべきである。貸付信託制度については、融資先の制限の再検討、信託財産の運用制限の改正（運用方法に有価証券を加える）、各行の運用実績を反映した収益分配の検討、中堅・中小企業向け貸出の充実等の諸点を中心に検討を行なうことが適当であると考えられる。

5. 貿易金融その他の国際金融体制

外国為替専門銀行の今後の方向については、わが国の貿易、為替構造の特殊性にかんがみ、また経済の国際化、国際金融環境の複雑化等に対処するため、その機能強化、特質の拡充を図る必要があり、その円資金についてもなんらかの補強措置が講じられることが望ましい。一方、一般外国為替銀行もその実力に応じて充実させていく必要があり、両者は相互補完的に発展させるべきである。なお、外国為替公認銀行の甲種・乙種区分については、これを廃止すべきであるが、当面、国際金融業務については銀行の能力等に応じて認めていくことが適当であり、行政面からの実質的な調整は、今後とも必要である。

6. 預金保険制度

最近ますます重要性が増加している国民大衆の預金の保護に万全を期するとともに、金融機関に対する過保護ともいべき態勢を改めて適正な競争原理を導入し、その経営の合理化を促進していく見地から、預金に対する直接的な保障制度としての預金保険制度を導入することが必要である。なお、預金者保護は、本来金融機関にとって公共性の見地からも、みずからの最大の責務であるので、預金保険制度と並行して、各金融機関は自主的に支払準備の充実等預金者保護の体制確立に努力すべきであり、また金融政策当局も極力これを促進すべきである。

◇海外渡航者の持帰り外貨の集中免除等

大蔵省では、最近における数次渡航者の増加傾向にかんがみ、海外渡航者の持帰り外貨のうち 100 米ドル相当額以内に限りその保有(集中義務の免除)および渡航費用に充てるための再使用を認めることとし、7月1日から実施した。

なお、一般居住者の収集用外国通貨の保有限度も、1人当たり 30 米ドル相当額から 100 米ドル相当額に引き上げられることとなった。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

買取手形期間	変更前	6月1日以降	6月4日以降	6月13日以降
	%	%	%	%
全期間	7.625	7.5	7.375	7.5

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーヤンス金利(3ヶ月、4ヶ月とも)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	6月1日以降	6月2日以降	6月5日以降	6月15日以降
信用状つき	%	%	%	%	%
信用状つき	10.75	10.25	10.125	10.0	10.125
信用状なし	11.0	10.5	10.375	10.25	10.375